

岩手県告示第 867 号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成 20 年岩手県告示第 258 号）の一部を次のように改正し、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

平成 20 年 12 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
<u>労政能力開発課</u>	[略]	<u>雇用対策・労働室</u>	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。